

保 険 媒 介 委 託 契 約 書 (案)

委託者である独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「甲」という。）と受託者である（保険仲立人）（以下「乙」という。）とは、保険契約の締結の媒介の委託について、以下の各条項のとおり契約する（以下「本契約」という。）。本契約書は、保険業法施行規則第237条第2項第3号に規定されている「委託契約書」である。

記

件 名 令和8～10年度独立行政法人日本芸術文化振興会損害保険契約締結の媒介業務の委託

以上

（目 的）

第1条 本契約書は、下欄記載の保険契約（以下「保険契約」という。）の締結の媒介に関し、当事者双方が有する権利及び遵守すべき義務を明らかにすることを目的とする。

損害保険契約

2 本契約における委託は、民法第656条の準委任であり、法律行為でない事務の委託である。

（保険仲立人の誠実義務）

第2条 乙は、甲の保険に関する意向に沿った保険契約を媒介するため、甲からの委託の本旨に従い、かつ、保険業法等の関連法令を遵守し、誠実に行動しなければならない。

（保険仲立人の業務）

第3条 乙は、甲のために、以下の業務を行うものとする。

（1）保険契約の締結の媒介

（2）保険契約の維持・管理に関する助言・援助

但し、保険申込書（保険契約の条件等の変更及び解約を含む。）の作成事務の代行及び保険料（分割保険料、追加保険料を含む。）の支払事務の代行につき別段の取り決めがある場合には、その定めに従う。

（3）保険金・給付金請求に関する支援

2 乙は、保険契約者から委託を受けて保険契約者のために誠実に保険契約の締結の媒

介を行う者であり、保険会社等の行う次の業務及び保険会社等を代理するその他の権限は一切有しない。

- （１）保険契約の締結及び保険証券の発行
- （２）保険契約に関する告知又は通知の受領
- （３）保険料の領収及び返還
- （４）保険契約の条件等の変更又は解約の申し出の受領
- （５）保険契約の申込みの撤回又は解除の申し出の受領
- （６）保険金又は給付金の支払いの責任の有無の判断及びその額の決定

（再委託）

第4条 乙は、事前に甲の書面による承諾を得た場合に限り、本件業務の一部を第三者に委託することができる。

- 2 乙は、前項の規定により第三者に委託した場合には、その第三者の選任、監督その他本契約において乙が甲に対して負う義務を含め一切の行為について、当該第三者に同等の義務を負わせ、甲に対して責任を負う。

（契約期間等）

第5条 契約期間、媒介される保険期間及び履行期間は、以下のとおりとする。

- （１）契約期間 保険仲立人指名の日から令和11年4月1日午後4時まで
- （２）履行期間 保険仲立人指名の日から乙が契約期間中に媒介した保険契約の第3条第1項に定める業務が完了するまで

- 2 本契約が終了後も、本契約本条、第17条、第19条から第23条まで、第24条第3項、第25条第4項、第27条から第29条までの規定の効力は、有効に存続する。

（契約保証金）

第6条 甲は、乙に対し、本契約の締結につき甲の会計規程第26条に基づく契約保証金の納付を免除する。

（保険契約の付保条件等の聴取・資料の提供、守秘義務）

第7条 甲は、保険契約の付保条件の聴取及び資料の提出に関し、乙の求めに応じ、必要な情報及び資料の提供を行わなければならない。

- 2 乙は、前項の甲からの提供によって得られた情報や資料を、保険会社等との交渉、保険契約の維持もしくは管理、更改のために必要となる業務、又は甲の保険金・給付金請求の支援を行う場合以外の目的のために使用又は他に開示してはならない。但し、甲の事前の同意が得られた場合はこの限りでない。

（保険会社等との交渉）

第8条 乙は、保険会社等との交渉にあたり、次の各号を遵守する。

- （1）保険の手配が可能な保険会社等の数を正当な理由なく限定しない。
- （2）甲から入手した保険に関する意向及び情報を、客観的かつ誠実に、書面（電磁的方法を含む。）にて保険会社等に伝える。
- （3）甲に対し、書面（電磁的方法を含む。）又は口頭で、定期的に、保険会社等との交渉状況等、業務の処理状況の報告を行う。

（引受保険会社等、保険内容に関する助言）

第9条 乙は、引受保険会社等及び保険内容に関する助言を行うにあたり、次の各号を遵守する。

- （1）引受保険会社等の選択の助言については、甲の利益のために、客観的かつ自主的に行う。
- （2）甲の求める保険契約の内容に合致すると思われる主な保険契約間の相違について、適切に説明を行う。
- （3）乙が助言を行った保険契約及び保険会社等についての選択責任は、甲にある旨の説明を行う。
- （4）甲に対する保険料の提示については、保険会社等が提示する営業保険料によって行う。

（保険契約の締結）

第10条 甲が、自らの選択に基づき特定の保険会社等に対して保険契約の申込みを行おうとする場合には、乙は所定の申込書その他保険契約の締結に必要な書面（以下「申込書等」という。）の作成を助言し、甲の署名又は記名・捺印を取り付けた後に、保険会社等に提出するものとする。

- 2 前項において、乙は、甲が作成した申込書等の記載内容について確認した後、甲の署名又は記名・捺印を求めるものとする。
- 3 甲は、第1項の保険契約の申込みに関し、乙から、保険会社等が当該保険契約を引き受ける旨の意思表示の通知を受けたときは、保険料支払期日までに、保険会社等が提示する営業保険料を支払わなければならない。
- 4 甲は、保険契約の締結の媒介に関し、乙に対し、特別の利益の提供を要求してはならない。

（結約書の作成・交付）

第11条 乙は、保険会社等への申込書等の提出後、保険契約が成立した場合には、直ち

に結約書を作成し、甲及び保険会社等に交付しなければならない。

- 2 乙は、甲及び保険会社等に対し、結約書に署名又は記名・捺印を行うよう求め、当該署名又は記名・捺印がなされた後、これをそれぞれの相手方に交付しなければならない。
- 3 乙は、甲もしくは保険会社等が結約書を受領しないか、又は署名もしくは記名・捺印をしないときには、遅滞なくそれぞれの相手方に対しその旨を通知しなければならない。
- 4 結約書の作成・交付を省略する場合は、日本保険仲立人協会の「結約書の簡素化に関するガイドライン」に従う。

（保険証券）

- 第12条 乙は、甲に代わって、保険会社等から保険証券を受領し、保険証券の内容を確認した後、すみやかに甲に交付するものとする。
- 2 甲が、保険会社等から直接保険証券を受領した場合には、乙にその保険証券の写を提出し、乙はその内容を確認するものとする。

（保険仲立人の報酬）

- 第13条 乙の保険契約の締結の媒介に係わる手数料、報酬その他の対価（以下「手数料等」という。）は、保険会社等から受領するものとする。
- 2 乙は、甲に対し、保険契約の締結の媒介に関し、いかなる請求も行わないものとする。
 - 3 乙は、甲から手数料等の開示を求められた場合には、当該保険契約の締結の媒介に関し保険会社等から受け取る手数料等を開示しなければならない。

（保険契約の条件等の変更又は解約の通知）

- 第14条 乙は、第3条第1項の規定に基づき、甲から保険契約の条件等の変更又は解約の申入れを受けた場合には、すみやかに保険会社等に対して通知するものとする。
- 2 乙は、前項の保険契約の条件等の変更に関し、保険会社等の承諾があった場合において、保険料の追加支払いが必要なときは、直ちに、甲に通知しなければならない。

（保険事故の通知、保険金・給付金請求に関する支援）

- 第15条 乙は、甲から保険金・給付金請求事由が発生した旨の連絡を受けた場合には、直ちにその内容を保険会社等に通知しなければならない。
- 2 前項の通知は、書面（電磁的方法を含む。）にて行うものとする。
 - 3 乙は、甲が保険金・給付金請求を円滑に行えるよう、請求手続き等の支援を行うものとする。

（保険仲立人と保険代理店による共同募集）

第16条 乙は、保険代理店と共同して保険募集を行わないものとする。

（損害賠償）

第17条 甲及び乙は、本契約又は本契約に基づき相互で取り決めた事項に違反したことによって相手方に損害を与え、法律上の損害賠償義務が発生した場合には、その損害を賠償しなければならない。

（保険仲立人の賠償責任の特例）

第18条 乙は、本契約の締結前に甲が締結した保険契約に関して調査及び勧告を行い、その勧告を甲が受諾した場合、新たな保険契約を締結するまでの間は、当該保険契約の欠陥から生じる損害に対して賠償の責を負わないものとする。

（使用人に関する乙の責任）

第19条 乙は、乙の使用人が本件業務に関連して行う業務上の行為については、すべて責任を負うものとする。

（著作権等の譲渡等）

第20条 甲及び乙は、本件業務の過程で生じた著作物（業務完了報告書又は業務実施報告書を含むが、これらに限らない。）に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を含む一切の知的財産権及び所有権は、甲に帰属することに合意する。

2 乙は、甲及び甲の指定する第三者に対して、著作者人格権（氏名表示権、同一性保持権、公表権を含む。）を行使しないものとする。

（事故）

第21条 乙の使用人が、甲の施設内においてなす業務上の行為は、甲の責めに帰すべき事由を除き、すべて乙の責任とする。また、乙の使用人が業務上負傷し、又は死亡した場合は、甲の責めに帰すべき事由を除き、すべて乙の責任とする。

（原状回復）

第22条 乙が甲の設備その他を毀損又は滅失したときには、直ちに甲に報告するとともに、その毀損又は滅失が乙の故意又は過失によるときは、乙の負担において原状に回復するものとする。

（秘密保持）

第23条 甲及び乙は、本契約の締結及び本件業務をなすに当たって知り得た相手方の業務上の一切の情報を第三者に開示・漏洩せず、又は本契約以外目的に利用してはならない。本契約期間終了後においても同様とする。

2 本件業務の個人情報の取扱いについては、「個人情報の取扱いに関する特約条項」に定めるところによるものとする。

（契約の解除）

第24条 甲は、乙が、次の各号のいずれかに該当する場合において、14日以上期間を定めて当該状態の修補を乙に書面又は電磁的記録で求めたにもかかわらず、乙が当該状態を修補しないときは、乙の帰責事由の有無にかかわらず本契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）正当な理由なく本件業務を行わない、又は行う見込がないと甲が認めたとき。

（2）前号のほか、乙がこの契約条項に違反したと甲が認めたとき。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、乙に次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、乙の帰責事由の有無にかかわらず、何らの催告を要することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

（1）監督官庁より営業の取消又は停止等の処分を受けたとき。

（2）会社更生、民事再生手続、破産の申立てをなし、又は申立てを受けたとき若しくは銀行取引停止処分を受けたとき。

（3）差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申立てがあったとき、若しくは租税滞納処分を受けたとき。

（4）合併に依らない解散又は営業の全部を第三者に譲渡したとき。

（5）前各号以外に財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

（6）甲に重大な危害又は損害をおよぼしたとき。

（7）甲の信用を著しく毀損したとみなされるとき。

（8）民法542条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる場合

（9）その他上記各号のいずれかに準ずるとき。

3 甲は、前二項の解除をした場合にも、乙に対して、生じた損害の賠償を請求できるものとする。また、甲は、乙に対して、既に支払った代金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

（反社会的勢力の排除）

第25条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」という。）であること。
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを保証する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 相手方が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとする。
- 4 前項の規定により本契約を終了した場合、相手方に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第26条 乙又は乙の役職員が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、60万円（不課税）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）、

又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 本契約に関し、乙又はその役職員の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙は、本契約に関して、第1項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（遅延利息）

第27条 乙が、甲に対し、前条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年6パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第28条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせ、又は担保に供してはならない。ただし、乙が、本契約によって生じる権利を、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して譲渡する場合には、この限りではない。

（不可抗力）

第29条 甲及び乙は、地震、台風、津波その他の天変地異、戦争・内乱・暴動、テロ行為、重大な疾病・感染症、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故その他自己の責めに帰すことのできない不可抗力により、契約の全部又は一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行が発生した場合、その責任を負わない。ただし、当該不可抗力により影響を受けた乙は、当該不可抗力による履行遅滞、履行不能又は不完全履行の影響が軽減されるよう合理的な最善の努力を尽くすものとする。

（協議条項）

第30条 甲及び乙は、本契約書に定めのない事項については、民法その他関係法令に則り、誠意をもって協議のうえ解決する。

2 甲及び乙は、前項の協議を行う場合であって、相手方の求めがあるときには、当該協議を行う旨の合意を書面又は電磁的記録にて行うものとする。

（管轄裁判所）

第31条 甲及び乙は、本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通ずつを保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 東京都千代田区隼町4番1号
独立行政法人日本芸術文化振興会
理 事 長 長谷川 眞理子

乙

個人情報の取扱いに関する特約条項（案）

（総則）

第1条 この個人情報の取扱いに関する特約条項（以下「個人情報取扱い特約条項」という。）は、この個人情報特約条項が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

（個人情報の取扱い）

第2条 受注者（以下「乙」という。）は、発注者（以下「甲」という。）から個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人に関する情報又は知り得た個人に関する情報（以下「個人情報」という。）が提供された場合は、当該個人情報について秘密保持の義務を負うものとし、次の各号により取り扱わなければならない。

- （1） 甲の提供する個人情報を第三者に提供、開示又は漏えいしてはならない。ただし、法令の定めに基づき、又は権限のある官公庁等から要求があった場合はこの限りではない。
- （2） 個人情報の利用は、本契約を履行するため必要な場合に限るものとし、本契約の履行以外の目的のために個人情報を利用してはならない。
- （3） 前2号の規定は、本契約期間終了後もなお効力を有するものとする。
- （4） 甲の指示又は承諾がある場合を除き、本契約による業務に係る個人情報の処理は自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。
- （5） 本契約を履行するため必要な場合を除き、個人情報の複製、送信、個人情報を保管している媒体の外部への送付又は持ち出し、その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為を行ってはならない。
- （6） 個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理を行うために管理方法及び管理体制を定め、善良なる管理者の注意義務をもって個人情報の管理及び搬送に努めなければならない。
- （7） 個人情報を管理・保管している媒体が電子媒体である場合は、外部からの不正アクセスの防止、コンピュータウィルスの感染防止等に必要な措置を講じなければならない。
- （8） 本契約の履行後、廃止後又は解除後に、甲から提供された個人情報の媒体があるときは、当該媒体を甲に返却しなければならないものとし、本契約の履行のための複製等を行った個人情報があるときは、完全に消去する等適切な処理を行わなければならない。

（再委託の制限）

第3条 本条に定める措置及び義務は、本契約の一部を他者に委任又は請け負わせる場合にも準用し、乙の責任において、当該者に対し個人情報に係る秘密の保持を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

(漏洩時の対応)

第4条 第2条第6号に掲げる個人情報の漏えい等が発生した場合は、被害の拡大防止等のために必要な措置を講じるとともに、事案の発生した経緯、被害状況等について調査し、直ちに甲に報告しなければならない。

(監査)

第5条 甲は、乙の個人情報の管理の状況について次の各号に定める措置を講ずるものとし、乙はこれに対し誠実に協力しなければならない。

- (1) 乙は、甲に対し、個人情報の管理体制、実施体制、及び個人情報の管理の状況の検査に関する事項等を、甲が指示する頻度で定期的に報告するものとする。
- (2) 甲は、委託する保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、年に一回以上、乙の事務所及びその他関連の施設に立ち入り、個人情報の管理体制、実施体制、及び個人情報の管理の状況を、検査その他の方法で確認するものとし、乙はこれに協力するものとする。
- (3) 甲は、前項の調査の結果、又はその他の事由に基づき、乙における個人情報の管理体制が不十分であると判断したときは、乙に対し、その改善を請求することができるものとし、乙はこれに従わねばならないものとする。
- (4) 甲は、乙による履行を確保するため、個人情報の管理に関し、いつにおいても乙に対し、教育、指導、研修実施その他の必要な措置を実施することができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

(違反の場合の処置)

第6条 甲は、乙が前各項の規定に違反していると認めたときは、本契約の一部又は全部を解除することができるものとし、乙の責に帰すべき事由によって漏洩等の事故が発生し甲に損害が生じた場合には、乙は甲に対してその損害を賠償しなければならない。

(法令遵守)

第7条 前各条に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、その他関係法令に定められた責務を遵守するものとする。